

附帯決議否定の県条例案

「おそれ」で県民萎縮させ新たな差別つくる
—福岡県連、撤回を県に迫る

人権連福岡県連（川口學會長）は1月29日、福岡県が2月県議会に国会の附帯決議を全面否定する内容の「福岡県部落差別解消推進（部落差別固定化・永久）条例案」を部落解放同盟福岡県連（組坂繁之委員長）いいに打ちのめすことに、対し、「県条例案は部落問題解決の到達点を無視、県民に一方的な責務をおしつけ、解決のための自由な討論を萎縮させる」として、提案反対を強く要請しました。福岡県は「県内自治体やインターネットで差別落書きが頻発。結婚や就職での差別防止のため、国の差別解消推進法をふまえて1995年の県部落差別発生防止条例を改正したもの」と説明、2月議会への提案に固執。福岡県連は県条例反対で県議会に請願、県条例案の危険性を広く県民に訴えるとしています。

福岡県人権・同和対策局は、毎日新聞が1月24日付け日刊紙で「県条例案議会提案、制定されれば都道府県で初」と報道したことから急きよ、同日午後、人権連福岡県連に協議日程を連絡。29日午前中、同県連事務所での県条例案の説明となったものです。

説明には人権・同和対策局長と課長が訪問。県連側は川口學會長と細川光利、武藤哲志両副会長、植山光朗事務局長ら三役が対応しました。

2016年12月に強行採決された「部落差別固定・永久化法」（部落差別解消推進法）は参議院法務委員会での関係団体質疑で全国人権連の新井直樹事務局長、石川元也弁護士らの意見表明や日本共産党の仁比聡平議員の質疑などで、条例案が部落差別を固定化、永久化する危険性を孕んでいることから自民党議員などからも「新たな差別を生むことのないように留意」意見がだされ、異例の3項目附帯決議がつけました。

しかし、法施行後、「解同」は「法は新たな同和行政のスタート」「法に魂を入れる」と施策の事業化や条例の制定を自治体に要請。大分県の豊後大野市では、人権行政担当部局で課名を人権啓発課から「部落差別解消推進課」に、隣保館条例を「同和地区」から「被差別地区」に改称しました。兵庫加東市では「部落差別解消推進条例」を制定するなどの逆流現象が相次いでいます。「解同」全国委員長の地元、福岡県の県条例案の流れもこの逆流の現れです。

条例案について福岡県の説明は「法施行後も福岡県内において差別落書きや同和地区の問い合わせ、インターネット上の差別落書きなど、部落差別事象や部

落差別につながる事象が発生している。県として部落差別解消に向けた姿勢を示すために、基本理念や県の責務、相談体制の充実、教育及び啓発などについて新たに規定する」として、95年に制定した「県部落差別事象の発生の防止に関する条例を（国の）法に加え、部落差別解消の必要性を県民一人ひとりの理解を深める」ことを基本理念に15条にまとめたと言います。

人権連側は「部落問題解決の到達段階がまったく無視され、固定化・永久化法の3つの附帯決議が全面否定され、解同の要求をそっくり条例化している。国や他府県では存在しない同和地区をわざわざ条例案8条で記載したうえで、県民などに同和地区での居住調査に関する資料の提供や教示、流布。結婚・就職での部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならないと規定しているが、結婚や就職で差別の発生の現実があるのか」と指摘、県側に具体的な例の説明をもとめました。

川口会長からは「粕屋町では国の特別対策が始まってから同和名を冠した町の事業で、同和地区はもちろん同和教育、同和保育、同和住宅は皆無。明治時代は30世帯弱の地区住民は今現在、約千8百世帯に膨らんでいるが、同和地区と言えるのか。結婚にしても数十年前から差別はない」と実例を示し、県条例案のアナクロニズムを批判、撤回をもとめました。

植山事務局長は「県民の責務を盛り込んでいる以上は、解同だけの意向ではなく、広く県民に県の理念や条例案の逐条について意見を求めるなどのパブリックコメントの実施は不可欠。今回の県条例案の抜打ちな提案は解同の意を代理するもので、今後、ますます行政の主体性を欠くことになり、認められない。2月県議会への提案の撤回しかない」と強く迫りました。

県側は、提案は行政の判断、運動団体から言われたものではないと否定、提案することに固執しました。

このため福岡県連は、県条例案は県民の表現の自由を侵害、ことは基本的人権にかかわるとして県議会に反対の請願を2月6日に提出。県内の各民主団体に県条例の危険性、問題点を訴えていくとしています。

2月上旬、大分県内で開催する人権連九州ブロック交流学習会で、福岡県条例問題を集中的に論議することとしています。